

令和5年度

西棟正面玄関ガラス庇シーリング打替工事

仕 様 書

令和5年5月

一般財団法人救急振興財団 救急救命東京研修所

仕 様 書

1. 件 名 西棟正面玄関ガラス庇シーリング打替工事
2. 場 所 東京都八王子市南大沢四丁目5番地
救急救命東京研修所
3. 工事期間
令和6年3月31日（日）まで
※ 詳細の工事期間は、事前に担当課と協議すること。
4. 工事内容（詳細は、別添工事内訳書を参照）
以下の工事を実施する。
 - (1) 実施箇所
西棟正面玄関ガラス庇部分
 - (2) 工事内容
 - ア ガラス面シーリング
 - イ 外壁取合部シーリング
 - ウ その他必要箇所のシーリング
5. 作業条件
 - (1) 作業時間は、原則として8:30から17:00までの間とする。時間外での作業が必要な場合は、別途協議するものとする。
 - (2) 受注者は、契約締結後、現場責任者を選定し、工事体制表を作成して担当者に提出すること。また、受注者は、着工前に現場調査を行い、その結果をもとに工程表及び施工要領書を作成し、担当者に提出すること。なお、施工要領書には、工事で使用する材料及び工法等を明記すること。
 - (3) 施工の際に研修所の建物・機械その他在来部分等で汚損又は破損の恐れがある箇所については、適正な養生を行うこととし、施工の際に破損又は汚損した場合は、速やかに担当者に報告し、受注者の責において現状復旧すること。
 - (4) 工事中は、安全に万全を期すこととし、受注者側の責による物損・人身事故が発生した場合は、受注者側の責により対処すること。また、事故が発生した場合は、速やかに担当者へ報告するとともに、適正な処置を講ずること。
 - (5) 作業に必要な電気及び水道は、施設内の指定された場所の設備を使用するこ

とし、費用は研修所が負担する。

- (6) 工事で使用する車両や物資等を一時的に研修所の敷地内に存置する場合は、あらかじめ担当者の了承を得ることとし、担当者の指定する場所に存置するとともに、事故防止のために適切な養生を行うこと。
- (7) 本工事において発生した廃棄物は、受注者の責により適切に処分すること。
- (8) 本工事の状況を写真撮影し、7(3)の報告書にあわせて提出すること。

6. 一般的事項

- (1) 受注者は、本工事の契約締結後、ただちに現地調査を行い、現場状況を調査・把握のうえ、施工体制表及び作業工程表並びに施工方法、必要部材、作業計画及び搬出入経路などをまとめた資料（以下、「工事計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を得ること。また、これを変更する場合も同様とする。
- (2) 本仕様書で定められていない事項で本工事の目的を達成するために必要となる事項については、発注者と協議のうえ決定すること。
- (3) 受注者は、工事計画書に基づき速やかに施工を行うこと。
- (4) 発注者は、受注者の申請に応じ、研修所が所有する図面等図書その他工事に必要な物品（以下「物品等」という。）について貸し出すものとする。
- (5) 受注者は、(4)の規定により借り受けた物品等について、善良な管理者の注意をもって取り扱うこととし、工事完了報告の時までに発注者に返還しなければならない。なお、借り受けた物品類について破損・汚損又は紛失等があった場合には、受注者の負担により代品を納め又は原状回復して返還し、あるいはその損害を補償すること。
- (6) 受注者は、作業に際しては、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）及び関連法令に基づき、作業員及び第三者の安全を確保すること。なお、安全注意義務を怠った場合には、関係法令及び契約条項に照らし、厳しく処分することとする。
また、職員及び研修生等に安全面で影響を与える作業を実施する場合には、発注者に了承を得て、必ず十分な養生を実施するとともに、必要に応じて警備要員を配置すること。
- (7) 事前に周知した内容と異なる工事や安全対策を行うこととなった場合は、あらかじめ発注者と協議し、工事計画書の変更計画書を提出して了承を得ること。
- (8) 受注者は、本工事の実施にあたり公的機関への届出・申請事務及び手続きが必要となる場合は、当該手続きに係る事務連絡の代行を実施すること。

7. 完成検査及び報告

- (1) 検査については、工事完了後に担当者の検査を受けること。
- (2) 前項の検査において、契約の内容に適合しない場合は、担当者が指示する期間内

に修復するものとし、修復後、再度担当者の検査を受けること。

(3) 受注者は、第1項の検査に合格した後、担当者に下記書類等を各2部提出すること。

- ・ 工事完了報告書(工事写真含む)
- ・ 完成図書(竣工図、機器完成図、保証書等)
- ・ その他研修所担当者が指示するもの

8. 契約不適合責任

受注者は、工事施工後1年以内に不具合等が発生した場合は、担当者の指示により、無償にて不良箇所の修理を行うこと。

9. その他

本仕様書に定めのない事項又は本工事の遂行上疑義が生じた場合は、担当者との協議の上決定するものとする。

以上